

下表の国庫補助限度額は年額ベースの額であるため、平成31年4月から令和元年9月まで(前期分)の国庫補助限度額の計算に当たっては、「国庫補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12」で算出すること。

<補助(上限)額>

区分 町民税額	階層	[小学校1～3年生の兄・姉がいない場合]			[小学校1～3年生の兄・姉がいる場合]		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)	
ア、生活保護法の規定による保護を受けている世帯	I	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
イ、令和元年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	II	一般世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000
		ひとり親世帯等	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
ウ、令和元年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯	II	一般世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000
		ひとり親世帯等	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
エ、令和元年度に納付すべき町民税の所得割が77,100円以下の世帯	III	一般世帯	187,200	247,000	308,000	247,000	308,000
		ひとり親世帯等	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000
オ、令和元年度に納付すべき町民税の所得割が211,200円以下の世帯	IV	62,200	185,000	308,000	185,000	308,000	
カ、上記区分以外の世帯		—	154,000	308,000	154,000	308,000	